

第8回沖縄振興審議会総合部会専門委員会
議事録

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付
企画担当参事官室

第8回沖縄振興審議会総合部会専門委員会 議事次第

日時：平成23年2月15日（火） 10：00～12：00

13：00～15：00

場所：那覇第2地方合同庁舎2号館2階「共用会議室D・E」

1 開 会

2 議 事

- ・ 沖縄県による資料説明

テーマ「社会資本整備、跡地利用、離島・地域の活性化について」

- ・ 基調発言 株式会社日本都市総合研究所 代表取締役 荒田 厚 氏
- ・ 自由討議

(12：00～13：00 休 憩)

- ・ 基調発言 慶應義塾大学商学部教授 中条 潮 氏
- ・ 自由討議

3 閉 会

沖縄振興審議会総合部会専門委員会配布資料

- 資料 1 座席表
- 資料 2 沖縄振興審議会委員名簿
- 資料 3 沖縄振興審議会総合部会専門委員会委員名簿
- 資料 4 今後の調査審議のスケジュールについて
- 資料 5－1 新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）概要（政策分野別）
（平成 22 年 12 月 27 日沖縄振興部会説明資料）
- 資料 5－2 沖縄県制度提言概要説明資料（政策分野 産業振興）
【観光・情報・金融・産業・公庫・雇用等】
- 資料 5－3 沖縄県制度提言概要説明資料（政策分野 産業振興）
【科学技術振興制度】
- 資料 5－4 沖縄県制度提言概要説明資料（政策分野 離島振興）
- 資料 5－5 沖縄県制度提言概要説明資料（政策分野 子育て・福祉・医療）
【新たな子育て支援制度】
- 資料 6－1 中間報告等において指摘された課題
（社会資本整備、跡地利用、離島・地域の活性化）
- 資料 6－2 説明資料
（社会資本整備、跡地利用、離島・地域の活性化）
- 参考 1 荒田 厚氏 基調発言資料
- 参考 2 中条 潮氏 基調発言資料
- 参考 3 基地跡地の整備、社会資本整備等に関して必要な施策（仲本委員）

—沖繩振興審議会総合部会委員名簿—

名桜大学理事長	嘉 数 啓
関西学院大学教授	小 西 砂千夫
株式会社タマノワ代表取締役	玉 沖 仁 美
沖縄電力株式会社代表取締役会長	當 眞 嗣 吉
琉球大学准教授	藤 田 陽 子
東京電機大学教授	安 田 浩

—沖繩振興審議会専門委員名簿—

琉球大学教授	池 田 孝 之
沖縄県医師会常任理事	稲 田 隆 司
八重山漁業協同組合代表理事組合長	上 原 亀 一
プライスウォーターハウスクーパース株式会社パートナー	大 澤 真
生活協同組合コープおきなわ前副理事長	大 城 京 子
ソニーコンピュータサイエンス研究所取締役所長	北 野 宏 明
財団法人都市経済研究所理事	上 妻 毅
株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役	小 室 淑 恵
沖縄子育て情報ういず代表	田 仲 由紀子
株式会社MM総研代表取締役所長	中 島 洋
琉球大学教授	仲 地 宗 俊
株式会社かりゆしエンターテイメント代表取締役社長	長 嶺 栄 子
株式会社仲本工業代表取締役社長	仲 本 豊
沖縄国際大学教授	野 崎 四 郎
TAO Factory 代表理事	平 田 大 一
名桜大学教授	宮 平 栄 治

— 出席者 —

○基調発言者

荒田厚株式会社日本都市総合研究所代表取締役、中条潮慶應義塾大学商学部教授

○審議会委員

開梨香委員

○総合部会委員

嘉数啓委員、玉沖仁美委員、當眞嗣吉委員

○専門委員会委員

池田孝之委員、稲田隆司委員、大城京子委員、上妻毅委員、中島洋委員、長嶺栄子委員、
仲本豊委員、野崎四郎委員、平田大一委員、宮平栄治委員

○内閣府

清水治政策統括官、槌谷官房審議官、小池参事官(企画担当)、能登参事官(産業振興担当)、
中参事官(政策調整担当)、古谷総務課長、朝比奈参事官(振興第一担当)、細田跡地利用
促進室長、竹澤総合事務局長

○沖縄県

謝花企画調整統括監

第8回沖縄振興審議会総合部会専門委員会

日時：平成23年2月15日(火)

10:00~12:00

13:00~15:00

場所：那覇第2地方合同庁舎2号館2階共用会議室D・E

【午前の部】

○嘉数座長 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第8回沖縄振興審議会専門委員会を開催します。

皆様には、お忙しい中をお集まりいただき誠にありがとうございます。寒くなっていますが、竹澤局長のみが、今日はかりゆしウェアでおいでいただいております。

本日は、所用により御欠席の上原委員、大澤委員、北野委員、小室委員、田中委員、仲地委員を除いて10名の専門委員会の皆様と、総合委員の玉沖委員、当真委員。当真委員は午後から御出席の予定です。また、開委員に御出席いただいております。

本日の専門委員会のテーマは、社会資本、跡地利用、離島地域の活性化について、かなり幅広いものとなっています。

午前の部は、まず昨年12月27日の沖縄政策協議会沖縄振興部会において沖縄県から提出された新たな沖縄振興のための制度提言、中間報告についてご説明を聴取いたします。

その後、株式会社日本都市総合研究所代表取締役 荒田厚さんから社会資本整備、跡地利用について基調発言を頂きます。

その後、テーマを中心に自由討議を行う予定です。

午後の部ですが、慶應義塾大学商学部 中条潮教授から離島地域の活性化について、基調発言を頂き、その後、そのテーマを中心に自由討議を行う予定であります。

なお、これまでどおり議事については審議会と同様、原則公開とすることとしておりますので、御了承お願いいたします。

それでは、議事に入る前に事務局から配付資料についての御説明をお願いいたします。小池さん、お願いいたします。

○小池参事官 それでは資料の御説明をいたします。配付資料のリストがお手元に次第の次のページになりますが、お配りされていると思います。

資料1は座席表、資料2、3は委員の名簿でございます。資料4につきましては、今後

の調査審議のスケジュールについてということで、1枚紙を付けております。

それから、資料5につきましては、5-1から5-5までございますが、特に資料5-1につきましては、これは先ほど座長からもお話がございましたけれども、昨年12月27日の沖縄政策協議会沖縄振興部会に沖縄県から提出されました制度提言(中間報告)の概要が資料5-1でございまして、それに関する参考資料が資料5-2から5-5までということでございます。現在、内閣府と関係省庁で実務レベルの検討を行っているものでございます。後ほど御説明いただきます。

それから、資料6-1につきましては、中間報告等において指摘されました課題ということでございますが、本日の審議対象となる分野につきましてはの項目を並べているものでございます。

それから、資料6-2は、私ども事務局のほうで今回の社会資本整備等につきましてまとめたものでございますが、ずっと御覧いただきますと1ページから26ページまでが社会資本整備ということでございまして、主なプロジェクトでございまして、整備水準等の推移、あるいは11ページ、12ページになりますが、公共投資の関連の予算、あるいは予算の推移といったもの。それから15ページには一括交付金等につきまして、それから16ページについては今後の課題といった内容となっております。17ページ以降は、様々な分野についての社会資本整備の状況についての資料となっております。

また、跡地利用につきましては、27ページからでございますが、28ページを御覧いただきますと現状です。それから現行制度といったことで29ページでございます。そのほか県からの提案の状況、あるいは実務的な論点といったことで、37ページには実務的論点等についても、まとめているところでございます。

それから、49ページ以降が離島地域の活性化ということでございまして、現在、離島振興に当たりましての私ども取組等についてまとめているものでございますが、最初の49ページに離島の不利性、あるいは50ページに離島振興の考え方といったものをまず整理いたしまして、51ページ以降で現在取り組んでいる状況についてまとめているものでございます。

それから、参考資料1、2、3とつけておりますけれども、参考資料1は午前の荒田先生の基調発言の資料。それから、参考資料2は午後の中条先生の基調発言資料でございまして、参考資料3は事前に仲本委員から提出されました資料でございまして、それについてもお付けしているところでございます。

配付資料につきましては、以上のとおりでございます。

2. 議 事

○嘉数座長 ありがとうございます。

それでは、昨年12月27日の沖縄政策協議会沖縄振興部会において、沖縄県から提示された制度提言について、沖縄県の謝花統括監から簡潔に御説明お願いいたします。

・沖縄県による資料説明

○沖縄県(謝花統括監) 皆さん、おはようございます。

ただ今御紹介いただきました、沖縄県企画部企画調整統括監の謝花と申します。

それでは、皆さんお手元に資料5-1から資料5-5まであります。恐縮ですが5-1で御説明させていただきまして、5-2以下の資料につきましては、詳細な説明資料となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

資料5-1ですが、ページが振られていなくて申し訳ございませんが、表題部分を読み上げるような形で御説明させていただきますので、御了承ください。

まず、表紙を1枚開けていただきまして、「新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)について」ですけれども、これは総点検の結果を踏まえまして、これまでの制度の課題ですとか、新たな社会状況の変化、それから県民の皆様や関係団体の意見なども聞きながら、沖縄21世紀ビジョンの実現を図るための制度要望の中間報告として、県各部局の案をまとめたものを記載してございます。

既に御存じだと思いますけれども、制度というのは、基本計画を実施、実現するための法的枠組みですとか、財政措置、税の軽減、規制の緩和などの仕組み、いわゆるツールでございまして、ビジョンの実現を下から支えていくという意味では、基本計画と同様に重要なものであると我々は考えております。しかも国や地方の財政状況が厳しい中におきまして、いかに地方が創意工夫を発揮して地域を活性化できるかということにかかわるものだと理解しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

「新たな沖縄振興のための制度提言の必要性」ですけれども、政策課題ごとに新たな制度提言の必要性を整理したものでございます。県経済や、県民生活全般における課題の解決に向け、よりきめ細かに対応して、沖縄が潜在的にもっているポテンシャルを発揮し、地域の成長と日本全体の発展に貢献していきたいと考えてございます。

次のページですが、「現行制度と新たに求める制度について」として全体像を示していま

す。表の左側に現行制度、中央に新たに求める制度を記載しております。

現行制度の方で、まず1番目の沖縄振興計画、これは従来申し上げてはいますが、現在、県が案を策定し国が決定するというようなものにつきましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画(仮称)」というものを沖縄独自で作らせていただきたいと。国においてはその基本計画に対する支援を行っていただきたいと考えております。

2番目の高率補助制度につきましては、一括交付金、これを沖縄振興一括交付金という形で、高率補助制度に代わるものとして財政需要の裏付けとして要求しているところでございます。

3番目の産業振興ですが、3つの地域制度、それから2つの地区制度がございます。あとは電気の安定かつ適正な供給や、公庫の規定がございます。これにつきましては、振興地域や、特別地区制度につきましては、基本的に拡充を求めてまいりたいと。新たに国際物流経済特区というものを求めていきたいと考えております。沖縄開発金融公庫につきましては、継続を要望しているところでございます。

次に4番目の雇用促進・人材育成。それから5番目の文化・科学技術。6番目の国際協力。7番目の離島振興など、これまでも取り組んできたわけですが、沖縄の実情に応じた拡充を求めてまいりたいと。さらに雇用につきましては、雇用促進優遇税制というものを新たに求めたいと考えております。

それから、子育て支援、環境保全・エネルギー政策、交通体系の確立、戦後処理。これについては現行制度はございませんので、新規に求めていきたいということでございます。

12番目の駐留軍用地跡地の利用、これについては沖振法の7条と軍転特措法に分かれておりますが、一元化いたしまして、駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)を求めているところでございます。

13番目の酒税の軽減。それから14番目揮発油税の軽減につきましては、復帰特措法の延長という形で継続を求めているところでございます。

次にページをお開きいただいて、「政策分野別 制度提言一覧」というものがあると思います。これは各政策分野ごとに県が求めているものを一覧にまとめたものでして、新規提言が◎で33個ございます。現行制度の拡充が○で11個。現行制度の継続は●が1つ、合計45となっております。後ほど御覧いただければと思います。

次のページを開いていただきまして、産業振興でございますけれども、まず観光産業は4つ提言しております。その中で国際観光推進制度というものは、新規で求めています。

これは航空機燃料税の公租公課の減免ですとか、ビザ制度の要件の緩和、人材育成、施設整備に取り組んでいくことを規定しております。

それから、次のページで観光振興地域制度ですが、まず、法人税額の、これは投資税額控除なんですけれども、現在、適用要件は取得価格が5,000万円以上というふうになっています。これを1,000万円以上という形に要件を緩和していただきたいですとか、それから、法人税額からの控除率、例えば建物ですと8%ですとか、機械ですと15%となっているものを、この控除率をもっと引き上げていただきたい。それから、控除限度額の適用要件、これは法人税額の10%を超えないという制限があるわけですが、これについての緩和も求めているところでございます。

それから、当該年度の控除限度額を超える額の繰越期間、これも4年しかできないというものについても、さらなる延長を求めているということです。

次に規制緩和として、対象施設の追加というものは、例えば現在の観光振興地域制度には、宿泊施設などが入っていないと、ホテルなどですね、こういったものも入れていただきたいというようなことです。大体、振興地域制度はこういった形の要望をしていると御理解いただければよろしいかなと思っております。

次のページを開いていただきますと、情報通信産業関係があります。観光に次ぐ沖縄県の基幹産業として、さらなる高度化のための税の特例ですとか、緩和措置などの拡充を求めているところでございます。

次に、国際物流貿易というページがあります。国際物流経済特区ですけれども、これまでの自貿地域等については、ANAの国際物流ハブの立地を契機としまして、日本と東アジアの主要都市の中心にある沖縄の地域特性を發揮できる新たな産業として、国際物流産業とそれを活用する臨空・臨港型の産業の発展を図るため、新たに国際的な競争力のある国際物流経済特区という形で新たな創設を求めているということでございます。

次のページを開いていただきますと、産業振興地域ですとか、金融業務特別地区などがございます。これらについても拡充などを求めているということです。電気安定供給支援制度についても拡充だということです。

次に農業ですけれども、全部で4つ記載しております。農林水産業の振興につきましては、沖縄県における農林水産業の流通条件の不利性を解消する輸送コストの低減ですとか、含みつ糖生産者の支援、それから沖縄型共済制度の創設、担い手育成に取り組むということを要望に記載しております。

沖縄振興開発金融公庫については、存続、継続を求めているところでございます。

建設業の部分ですが、米軍発注工事への県内建設業の参入支援制度、これは県内の建設業者が米軍発注工事に参入しやすい環境を整備するというで設けているものでございます。

次に雇用については、現在、国においても議論されております雇用促進税制の上乗せを求めているというところでございます。それから、雇用対策基金の創設についても新たに求めているところでございます。

国際貢献につきましては、アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成、それから健康危機管理体制の確立というものを新規で求めているところでございます。

次のページを開いていただきますと、環境エネルギーの分野ですけれども、県民が強く求めています沖縄らしい自然環境の保全ですとか、循環型社会の構築、それから離島の廃棄物処理対策の広域化ですとか、再生可能エネルギーの導入促進に取り組むとともに、全国の先進的な事例となる再生可能エネルギー100%の島づくりを目指す、エコアイランド特区の創設に向けた取り組みなどを記載しております。

次に離島の振興につきましては、今回の新しい制度でも重要な柱として位置づけております。離島の生活コスト支援、低減支援制度ですとか、交通コストの低減、それから水道の広域化、ごみ処理の広域化、それから離島医療サービスの確保・支援、それから島しょ型福祉サービスの総合支援制度など、離島における様々な定住条件の確保を目指して、様々な制度をきめ細かく要望しているところでございます。

次に交通体系ですが、2つ出してあります。交通コストの低減と、それから沖縄鉄軌道の整備でございます。これについても、例えば交通コストの低減につきましては、せめてJR並みの運賃にできるように、飛行機も船も要望しているところでございます。

次のページを開いていただきますと、子育て・福祉・医療となりますけれども、子育て、福祉、医療に関しましては、沖縄の課題であります待機児童の解消ですとか、どこに暮らしていても適切な医療、福祉サービスが受けられるような環境整備に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次のページを開いていただきますと、戦後処理ということで3項目を挙げております。不発弾、所有者不明土地の問題、遺骨収集、これについては国の責務としてやっていただきたいということでございます。

次に教育・文化ですけれども、教育についてはどこで暮らしても適切な教育が受けられ

るような環境整備に取り組んでいくと。それから、グローバルな視点をもった21世紀の沖縄を担う人材育成のための基金なども人材育成制度なども求めているところでございます。

それから、文化ですけれども、これまでの文化をより強化したいということで、芸術文化活動への寄付に対する税制の優遇、それから文化関連事業者への立地促進のための文化産業振興地域などを新規として求めているところでございます。

最後になりましたけれども、社会資本の整備の分野におきましては、これまでの取り組みに加えまして、沖縄らしい風景の保全、再生、創出を図るための取り組みを進め、誇りと愛着のある地域の実現を目指してまいりたいと考えております。

大変駆け足で恐縮でございますが、私からの説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○嘉数座長 ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、進めさせていただきます。本日の社会資本整備、跡地利用のテーマに関連して、先ほど御紹介させていただきました荒田厚さんから基調発言をいただきたいと思えます。荒田さんは都市工学の御専門家として、長年にわたり沖縄の跡地利用に携わってこられ、跡地利用の理論と実務に最もお詳しい方のお1人でございます。

荒田さん、よろしく願いいたします。

・基調発言 **株式会社日本都市総合研究所 代表取締役 荒田 厚 氏**

ただ今御紹介いただきました荒田でございます。しばらくの間、お付き合いいただきたいと思えます。

私はこれまで30年余り沖縄の跡地利用の計画づくりなどに参加させていただいております。本日はそのようなことから御指名を頂いたものと思えますので、これまでに勉強させていただいたことに対して、幾らかでもお返しができればという思いでお引き受けいたしました。

本日は、今まさにホットなテーマとなっております嘉手納以南の跡地利用にどのように取り組んだらよいかということを中心として、日頃考えておりますことなどをお話させていただきたいと思えます。

レジュメを用意させていただきましたので、それを御覧になりながらお聞きいただければ

ばと思います。

初めに1ページをお開きいただきますと、跡地の価値をもっと高く評価する必要があると申し上げております。

当然、跡地の価値ということはこれまでも高く評価されておりましたし、そういうことに基づいた取り組みがなされておるわけですが、私が申し上げますのは、もう少しそれを強く意識して取り組んでいかれることが望ましいのではないかと考えてございます。

沖縄県の駐留軍用地跡地は、御案内のとおり民有地が多く、しかも地権者の数も多いのですが、大部分の地権者が接收時とは異なる新たな土地利用を希望しておられることという、強い動機が形成されていることがございます。それから、地権者による組織的な活動が地主会というふうな形で、そういう組織的な活動が長期にわたって続けられてきたということで、育まれてきた人間関係、これはいわゆる「社会関係資本」と呼ばれているものでありますが、そういうことに恵まれている。

それから、レジユメには書いておりませんが、跡地利用に対しては県や市町村のみならず、国も極めて高い関心を示しているということで、応援団も整っているということがございます。そのため跡地はその他の土地とは異なりまして、計画的な土地利用を実現する可能性が極めて高い土地である。これは沖縄県に固有の空間資源として高く評価して大事に活用することが重要なのではないかと考えております。

そういうことでありますから、これまで多くの跡地におきましても、跡地のこのような特性を生かして一体的な計画に基づく新しい土地利用が実現されてきております。それから、跡地利用はそういうことですから、これからも沖縄振興計画に重要な柱になるものと思います。それは単に使える大きな空間が手に入るということにとどまるものではなく、大きな行動を起こしていく契機として期待されるのではないかと考えております。

それでは、このような跡地の重要性を念頭に置いていただきながら、本日のメインテーマであります嘉手納以南の跡地利用についてお話をさせていただきます。

2ページ目でございます。

初めに、中南部都市圏におけるこれまでの跡地利用を若干振り返ってみたいと思います。

私は中南部都市圏の跡地利用というのは、少なくともこれまでは絶対的な土地不足というのが後押しをしてきたのではないかと考えております。

1970年代から1990年代にかけて、中南部都市圏では約1,000haの土地区画整理事業が行わ

れ、旺盛な宅地需要のもとで何か特別なことを考えなくても短期間で市街化を完了しています。また、土地区画整理事業によらないものであっても、まとまりある用地の供給により地域に貢献してきております。

また、那覇市の小禄金城地区とか、あるいは那覇新都心地区では、都市モノレールとの連携とか、計画的な用地供給策の導入に努められて、那覇市の機能強化に大きく貢献してきております。

それに対して現在、嘉手納以南の大規模返還を前にして、不安と期待とが混在した状況に置かれているのではないかというふうに感じております。

不安の1つは、これまでに30年をかけて都市区画整理事業を実施してきた面積とほぼ同規模の跡地が一括返還されるということになりますと、30年分の苦労というのは短期間に集中して押し寄せてくるのではないかということにあると思います。

それから、さすがの人口増もやや低減に向かい、宅地需要が縮小すると見られている中で、土地活用に必要な需要の見通しが不透明だという不安もあるのではないかと思います。

苦労の中身につきましては、レジユメには書きませんでしたけれども、基地使用に伴う不発弾とか、土壌汚染の問題、文化財調査の問題、あるいは地権者との合意形成の問題等、多くの問題が待ち構えております。また、跡地の多くはもともとは農地や山林などであったわけですが、返還後は都市的な土地利用が目標とされているところが多いわけです。そこで跡地が果たして、都市的土地利用に問題なく転換できるものかどうか。跡地の詳しい状況がわかりませんので、そのへんが心配となります。例えば、普天間飛行場などでは、鍾乳洞の存在が指摘されておりますが、基地使用期間中は思ったような情報収集ができませんので、返還後に多くの時間、費用をかけて、なおかつ多くの専門家を集めて調査するというような必要があるかもしれません。そのようなことも視野に入れておく必要があると思います。

一方、期待という部分につきましては、中南部都市圏では、嘉手納以南の跡地利用を機会として、広域的なビジョンが描けるようになるのではないかということでありまして、これまでのように未返還地を多く残しながらのばらばらの返還ということでは、広域を視野に入れた計画づくりができませんでしたが、それができるようになるのではないかという期待が一番大きいのではないかと思います。

それでは、3ページ目をお開きください。

ここでは期待の具体化に向けた取組が不足しているのではないかというお話をさせてい

たきます。

ただいま申し上げましたような不安の解消につきましては、これまでの苦勞の中身を総点検しながら、跡地に固有の課題、あるいは大規模集中への対応策を模索する取組が現在も進められつつあります。ただし、需要の見通しを得るための取組はやや手薄ではないかという印象を抱いております。それに対して期待の具体化に向けた取組が、やや不足しているように感じておりますので、今後は、中南部都市圏の再編強化の方向を表した青写真に当たるものをつくり、それを目標とした計画づくりに取り組むことは重要でありまして、それはおそらく需要の見通しを得るための取組にもつながるのではないかというふうに考えております。

そこで、広域ビジョンの具体化から始める跡地利用というのはどういうものなのかと。取組のフローを図でお示しいたしております。

このフローのポイントといたしましては、初めに「民間の参加意向の醸成」という箱が大事だと思います。これまでの跡地利用に当たっても、多くの民間の事業者でありますとか、デベロッパーが参加しておりますが、広域ビジョンの具体化から始める跡地利用の場合は、より積極的な取組が必要になると思います。

また、広域ビジョンの実現には、広域インフラや振興プロジェクトなどの公的な取組による先導が期待されますので、公的な取組の具体化に向けた取組が極めて重要になると考えられます。

さらに、一番右の列に跡地利用の取組とありますが、これまでは跡地整備事業が終わりますと、その後の利用は個々の地権者に委ねられてくるということが多かったのですが、広域ビジョンを実現するためには、企業誘致のための誘致活動でありますとか、用地供給等に跡地整備と並行して、あるいは跡地整備の後も継続して取り組んでいく必要があるということをございまして、これは広域ビジョンの具体化に向けた跡地利用としては、極めて重要なことで不可欠になるのではないかというふうに思っております。

それでは、これからこのフローのうち、跡地利用の出発点となる広域ビジョンの具体化ということを中心として、取組にあたっての課題や進め方についてお話しさせていただきます。

4ページのフロー図の1つ1つの箱の中身につきましては、時間の制約もございまして、省略させていただきます。

それでは次に5ページにまいりまして、初めに広域ビジョンの具体化に当たってどのよ

うなことに留意すべきかということについてお話いたします。

1 番目は跡地を活用した中南部都市圏の再生強化の必要性ということに関係者全員が共有することが先決であるということをお願いしたいと思います。中南部都市圏の再編強化にとって、跡地は大きな力になると思いますが、オールマイティとまでは言えません。また、広域ビジョンに基づき、かつそれぞれの跡地の跡地利用をコントロールするということにも相当な意気込みとエネルギーを要することになると思われます。

しかしながら、中南部都市圏への再編・強化に取り組むとしたら、嘉手納以南の大規模返還はまたとないタイミングであるということ間違いのないのではないかと考えております。

そのため、初めに嘉手納以南の大規模返還を契機として、中南部都市圏の再生強化に向けた取り組みをスタートさせるということにつきまして、関係者がその必要性を共有し、意思を固めるということが何よりも重要ではないかと考えております。

それから2 番目ですが、嘉手納以南の跡地利用に一体的に取り組むということが重要であるということをお願いしたいと思います。中南部都市圏の再編強化に向けた施策を導入する上で、1,000haを超える跡地を一体的に捉えるということは大きなアドバンテージになると思います。例えば、地域の緑化というようなことにすべての跡地が足並みをそろえて、同時並行的に取り組むことにすると、地域イメージを一新する効果というのは極めて大きいのではないかと期待されます。

また、それぞれの跡地が役割を分担することにより、中南部都市圏の総合力を高めるとともに豊かな多様性による魅力づくりができるようになるということも期待されます。

3 番目は将来像をわかりやすく表し、関係者の共感を得ることが重要であるということをお願いしたいと思います。そのためには目標とする将来像をできるだけわかりやすく、多くの関係者の心に届くようにする必要がある。目標を簡明に表したキャッチフレーズとか、スローガンなど工夫することや、目標とする地域の風景や、それから暮らしの様子などをできるだけ具体的に伝える計画づくりということが期待されているのではないかと考えております。若干、キャッチフレーズの例みたいなこともお示ししておりますが、お読みいただければと思います。

4 番目は広域ビジョンの構築・実現に向けた組織づくりについて申し上げたいと思います。フロー図にもお示しましたように、広域ビジョンの具体化から始めて、それをもって地権者や跡地利用の候補者等に呼びかけ、さらに公的なプロジェクトを具体化した上で、

跡地利用計画を取りまとめるとともに、先ほど申し上げましたように、跡地整備事業と並行して、さらに終わった後も利用者の誘致や地権者による土地活用の支援等を続けていくということが必要となります。そのためこれらの取組を的確にコントロールしていくためには、広域的なビジョンの実現ということに責任をもち、その実現に向けた取組に長期的、継続的に首尾一貫して携わる組織づくりが不可欠となるのではないかと考えております。それはおそらくシンクタンクとマネジメント組織の機能を合わせ備えたようなものとなるのではないかと考えております。

以上、4点が広域ビジョンの具体化に当たっての留意点ではありますが、それでは最後に中南部都市圏の再編強化に向けて跡地でできることとしたらどのようなことがあるのかということにつきまして、これまで既に取り組まれていることや、提案されていることなどの中から幾つか御紹介いたしたいと思っております。

7ページ、8ページ目を御覧いただきたいと思っております。

1番目は広域的なインフラの整備です。これにつきましては、県や市町村による計画づくりが進んでおりますので、説明は省略させていただきますが、1つだけ申し上げますと、公共交通軸というものは、中南部都市圏の再編強化のときに非常に大きな力になると期待されます。公共交通軸の整備と、それから跡地利用を連携させるということは、公共交通利用を拡大すること、あるいは跡地利用の促進につなげること。そういうことを目標とした大きな挑戦であると思っております。したがって、その辺りを含めて今後の精力的な取組が重要ではないかと考えております。

2番目は、跡地の特性を活用した振興プロジェクト等の立ち上げです。これまでも県や国が中心となりまして、沖縄県の振興の拠点となる大型のプロジェクトに取り組んでおりますが、残念ながら今までの跡地利用によるものはないということがございます。今後、沖縄県を中心として、跡地の立地条件とか、あるいは広大な空間を活用した振興プロジェクトの立ち上げに向けて幅広い検討が期待されていると思われまます。その他、跡地利用全体を左右するような力を持っていたり、あるいは他では確保できない大規模用地を求めているような単体の中核施設、その誘致も期待されるということがございます。

3番目は、手本になるようなまちづくりです。跡地において目標とする将来像がどのようなものか、よくわかる先駆的なまちづくりに挑戦して、将来像に対して多くの人々の共感を得るということによりまして、将来像の実現に向けた取組を中南部都市圏全体に広めていくということをねらいとするものであります。先駆的なまちづくりのテーマとしては、

今後広域ビジョンに基づき、跡地の特性や時代の潮流等に着目して見つけていく必要があります。今後の課題であると考えております。

4番目は、跡地利用に参加する利用者やデベロッパーに対する受け皿の供給です。広域ビジョンの実現には、県内外から利用者やデベロッパーなど民間の参画を求める必要がありますので、そのための受け皿となる用地の供給を跡地でできる取組の1つとして重視していく必要があると思います。具体的には需要にマッチした用地の供給でありますとか、長期にわたって需要を待ち受ける仕組みづくりなどが期待されますので、地権者との協働ということが不可欠となると思われまます。跡地利用者に対しては、跡地の魅力を生かし、夢が叶えられるようにするために、利用者参加の計画づくり、利用者も計画づくりに参加しながらまちづくりをやっていくというようなことも視野に入れた用地の供給等が課題になると思います。それから、デベロッパーに対しては、企画力とか開発力を生かして、付加価値の高いまちづくりと土地活用が一体的に進められるということに期待して、一定のまとまりがあり、なおかつ計画の自由度がある程度担保された用地の供給ということなどが課題になるのではないかとこのように考えております。

以上、嘉手納以南の大規模返還を契機として、広域ビジョンの具体化から始める跡地利用についてはお話ししてまいりましたが、それぞれの跡地におきましては、今まさに計画づくりに向けた取組が進められているというところでもありますので、それらの計画づくりに的確に反映させるためには、広域ビジョンの具体化に向けた取組、これを急ぐ必要があると考えております。

時間がまいりましたので、ここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

・自由討議

○嘉数座長 荒田さん、ありがとうございました。

大変貴重な御提言、課題提起、これからの議論にお役立ていただきたいと思っております。

それでは、自由討議に移りたいと思っておりますが、基地の跡地利用につきましては、平成5年あたりから基本計画などが出てきて、平成21年にも基地転用ビジョンみたいなものが出ているんですね。県が中心になって嘉手納以南の軍用地跡地利用の広域構想の策定委員会ができておまして、そこでも目下検討をしております。

池田先生は、基地利用についてずっと、かなり前から関わってきておまして、現在、基地内の公園緑地の活用等についても議論をしているところでもありますので、池田委員の

ほうからコメントなり御提言なりをお願いしたいと思います。

○池田委員 どうもありがとうございます。

もう長年にわたって基地の問題、それからアドバイザーという形も含めて荒田さんはいろいろと取り組んでいらしたので、その経験に裏付けされたそういう御提言をいただいて、大変内容的に示唆的なものがたくさん含まれているんじゃないかと思っております。

その中でも重要なポイントは3ページのところのフローに沿って、特に広域ビジョンの具体化ということで、今回まとめていらっしゃるんですけど、大変おっしゃっていることは私も同感と思うところがたくさんあるんですけども、具体的にもう少しお聞きできればなという質問を何点かしたいんですけども、広域計画、広域ビジョンはとても大事で、県も国も含めていろいろ取り組み始めているところですので、これは中南部都市圏というキーワードも含めて、かつてはあまりなかったんですね。だからもう荒田さんのおっしゃるとおり、ばらばらにやってきたことを1本大きな枠組みの中でしっかりやりましょうと。広域計画をつくる以上は、いろんな基地が機能分担をしていくということになると思います。だからその重要性はとても大事だと思うんですけども、お聞きしたいことが幾つかあるのですが、その中の1つは、広域計画の中で広域インフラ整備が重要ということを盛んにおっしゃっています。協働のインフラ、今までは返還されたらもう地権者と、どこかに任せっぱなしになってしまっ、新たな整備という概念の言葉も入れて、跡地整備の取組、そこをしっかりと提唱されて広域インフラということ。この広域インフラにはいくつかいろいろあるんですけども、鉄軌道だったり、大規模公園だったり、いろんなものが出て、これからも動いていくと思うのですが、一方で重要なのはこういった公共施設的なインフラを整備するための前提となる用地取得が大変重要なキーになってくると思います。現状はいろいろとこれまでの流れをいろいろ見ていきますと、もうすでに普天間も含めて、かつて新都心もそうなんですけど、県内外の不動産業者が相当買いに入っているのが現状なんです。今、相当加速されていますので、こういうことも含めて、それが新都心の場合も相当それが障害になったと聞いています。用地交渉ですね。今、こういうのが動いて、私は普天間も含めていろんな地権者の方ともお付き合いがあって、その中で土地を売らないよというのを盛んに言っているんです。売ったらだめよというふうなことも含めて。地権者の方は事業に主体性をもってやっていくことを考えましょうということを行っているんですが、そうは言ってもいろんな事情があって、いろいろとどんどん入ってしまう。そのままいくとますます広域インフラもこれからやりにくくなってくる。

荒田さんのメモの中にも必要性が書いてあるのですが、ここのやり方みたいなどころ、大変難しいかもしれませんが、かなり国が主体性をもって公共用地の先行取得をやらないと、もう民有地がほとんど、100%近い民有地を動かしていくためには、広域インフラの確保もできなくなる。ここはかなり重要なポイントだと思うんです。この辺のお考えをもう少しお聞きできないかと思います。

○嘉数座長 いかがでしょう。

○荒田氏 実際に用地を、公共的な仕事をするための用地をどう確保するかというのは、確かに課題としてあると思いますし、いずれにしましても、地権者との協働によってしか成り立たないということがあるわけです。そういたしますと、地権者に協働を求めるということのためには、公共的なそういう用地を提供していただくことによって、中南部のまちづくりがどういうふうな展望が開けてくるのかといったあたりを、地権者の方はもとより県民全体が共有できるようなイメージを、提供する必要があるんじゃないかと。その具体的なイメージというのは、やや不足しているのではないかと。こんなふうになりますよということが、そんなふうにするためには、どうしても用地を地権者からの協力を得て確保していかなければいけない。ということは、後でいろんな具体的な取組がいろいろあるかと思いますが、いずれにしましても、そっちに向かってその気になる、させるということが一番大事であって、それが将来ビジョンなんじゃないかなと。将来ビジョンに共感していただくということは、まずは第一歩として大事なのかなと。共感していただければスムーズにいくと限ったわけではありませんけれども、まずはそれが大事なんじゃないかなというのが私の感じているところです。

○嘉数座長 今の池田委員のコメントなんですが、確かに地権者の同意を得なくては一步も進まないということで、非常に大きな課題だと思います。

しかしながら、軍用地の売買が進んでいて、地権者がどんどん増えていく可能性があります。私は名護に職場をもっていますが、名護にも「軍用地を売買します」という会社が出てきてまして、地権者の利益はもちろん確保しないといかんと思います。例えば土地の先行的な取得とか、そういうことも可能なのかどうなのかですよね。

地権者と私も意見交換会をもったりしますが、2つのことをおっしゃるんですよね。1つはいつ返還されるか見通しが全く立たないと。ですから地権者の皆さんも真剣に取り組むような姿勢に欠けているところがあるんですよね。

もう1つは、減歩の話も出てきますが、会社、地権者の利益は確保できるのかどうか。

この2点さえしっかりしておれば、かなりコンセンサスは得やすいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。だれが先行取得するかというふうな話はさておいて。

○荒田氏 先行取得につきましては、いろいろ難しい制度的な問題もございまして、地権者にとって先に土地を仕方なしにしろ、進んでにしろ、先に売ると。先行取得というのは事業を始めるに先立って取得するということですから、事業が始まる前に土地を売るといようなことについて、地権者の納得が得られるかどうかということが気になっているところでございます。それはおそらく給付金制度とか、いろんな制度と関連してくると思えますけれども、先ほど民間の方々が土地買いに入っておられるということを伺いましたけれども、それはおそらくその土地を、後々は跡地利用のときに自分で使ってまちづくりに参加しようということであれば、あまり問題ないんじゃないかと思うんです。

それからもう一方、おそらく軍用地を買うというのは、一番良い金融商品としてのみ民用地という捉え方でお買いになっておる。そのへんが強いんじゃないかと思えます。その方々にとっても返還ということになりますと、そのアドバンテージが消えるわけですから、今の地権者の方々と同じ立場になられるんじゃないかと。もし、自分で使いたいというふうに思って一生懸命買い集めておられるデベロッパーもおられれば、それは逆に大歓迎じゃないかなというのが私の印象です。

○嘉数座長 どなたかほかにございせんか。

はい、どうぞ。

○仲本委員 仲本でございます。今日は事前に跡地整備の話と、それから社会資本の話というテーマということをお聞きしておりましたので、ちょっと勝手ながら発言する内容を参考の3にメモを作成させていただきましたので、これに沿ったような形でちょっと私なりの意見を述べたいと思います。

冒頭に駐留軍用地跡地の整備ということでございまして、現状認識につきましては、先ほど荒田先生の御講演の中で御説明があったので、かなりかぶります。私も先生の御説明でもあったように、今後の沖縄振興発展の最大の基盤にこの軍用跡地がなるというふうに理解しております。ただ、現状の跡地につきましては、去年の7月に返還された泡瀬ゴルフ場跡地を含めて、60年以上も国の都合で利用を制限されていたという状況もございまして、②、③に書いておりますように、基本的にインフラが全くないという状況でございます。また、戦後60年、行政上全く放置されたような状況ということで、道路というか、基本的な何もないという状況がございまして。

④に書いておりますけれども、これまでの70年代、80年代、90年代の跡地利用ということで区画整理等でやられておりましたけれども、先ほどの先生の御説明の中にもありましたけれども、その時代と違って今回、一気に大規模な土地供給という状況が起きれば、これまでの区画整理事業という形で事業が成り立つかどうか。成り立たない可能性のほうが大きいのではないかと、個人的には思っております。それは従来の区画整理事業でやると、減歩ということで40%、50%土地がなくなるということで、地元負担、個人負担も非常に多うございます。以前であれば減歩で40%、50%あっても、那覇の新都心などでいきますと、土地の価格自体が倍になり、2.5倍になりという状況がございましたので、十分ペイができるという状況でございましたが、時間がかかっても事業として成り立たない。長期化と事業が成り立たないということが非常に厳しい状況じゃないかなと思っております。

⑤、⑥、⑦は、非常にきつい言葉で書いてあるようなんですけれども、長年国の安全保障に果たす役割というのが大きくて、その間、長年強制的に収用された。ただ、これを返還するプロセスも非常に時間がかかりますけれども、返還した後の利活用に向けたところで、全国一律の区画整理ということでございますので、そのへんについては非常に収用期間中の行政上の放置というのを考えると、非常に大きな違和感がございます。

特に現行の法律でいきますと、国の責務、国の支援策というのが非常に限定されておまして、法律の文面的にも、今日の資料のほうにもございましたけれども、努力規定になっておりますね。「措置を講ずるよう努力する」という努力規定ということでございまして、なかなか積極的な国の責任というのが、沖縄振興法にも軍転法にも明確ではないという状況がございます。

今、沖縄県で要望されております新たな法律の中で、是非とも国の責任として地権者、それから地元自治体の負担軽減というのを図れるように、また、早期に開発利用が可能なような事業制度の創設が不可欠であるという認識をもっております。

それに基づいてちょっと下のほうに書かせていただいております。

基本的な施策、制度につきましては、先ほど謝花統括監からも御説明がございましたので、省略させていただきますけれども、県のほうで提案されている法律の考え方、その施策というのは、大変重要なものだと思っております。普天間基地、大規模跡地の返還を見据えて、広域的なビジョンをつくるというのが非常に大切だという認識はございます。

私が以下に書かせていただいているものは、例えば去年の10月でしたか、一部キンザーとかキャンプ瑞慶覧のほうの部分返還であるとか、一部返還というのも視野に動くという

部分もございまして、そういったものの想定がされたような法制度というのを是非考えていただきたい。また、普天間基地という非常に大規模な、政治的にも非常に大きな話が命題としてございますけれども、それに隠れるような形で実は読谷村であるとか、北中城村の中規模、小規模の跡地の整備というのも並行して進んでおります。そういったものの課題というものも勘案して新しい法律、それから補助の制度、そういったものを是非とも内閣府、それから防衛省にも考えていただきたいということでございます。

1 ページの下でございますが、①で跡地利用対策事業、それに対する国の負担、補助の割合の特例等をぜひとも新たな法律に入れていただきたい。

それから、②にございますけれども、そういった跡地利用対策事業、民間部分もございまして、融資もございまして、そういったもので沖縄公庫の役割も明確に入れていただけないかということでございます。

続きまして、2 ページ目でございます。

2 ページ目でいきますと、通常の土地区画整理事業でやると、なかなか事業的にも減歩率も大きく厳しいという状況もございまして、この跡地利用にかかる土地区画整理事業については、補助対象拡大、補助率のかさ上げという形で何とか検討していただきたいと思っております。ちょっと例も書いておりますけれども、後ほど御覧ください。

また、④、⑤については沖縄県からも要望として挙がっていると思うのですが、少なくとも跡地の磁気探査、これはやはり少なくとも費用は国が負担していただきたいなど。これについても新たな法律に入れていただきたいですし、また、給付金につきましても、基本的には跡地の返還というのがされてから、原状回復までも相当年数がかかりますし、そこからまた利用ができるような部分というまでに、また、時間がかかるということもございまして、基本的にはこの給付金についても跡地の基本的な社会インフラが整備が完了するまでの間、継続できるような制度に法律として明記していただきたいと思っております。ここまでが跡地利用の関連でございます。

社会資本の関係で後ほどまた発言する機会があると思うのですが、1 つだけちょっと申し上げたいのですが、3 ページ目にちょっとこの関係で書かせていただいたんですけども、3 ページ目の社会資本の関連で⑧ということで書かせていただいたのですが、私も跡地を活用してLRTとか、幹線道路、大規模公園、こういったものが社会インフラとして是非重要であるというふうに考えております。

先ほど、池田先生からのお話もございましたけれども、特に幹線道路であるとか、大規

模公園、これについてはやはり国が積極的に返還前の公共用地先行取得ということができるような形で、ぜひとも事業計画等にも積極的に関与していただければということをお願いいたします。後ほどまた社会資本の話で発言する機会があれば、後ほどまた説明させていただきます。

○嘉数座長 ありがとうございます。

社会資本については、また、後ほど御議論いただきます。

仲本委員のお話の中に、軍用地の細切れ返還（部分返還）というんですか、例えばキャンプ瑞慶覧とかキャンプ桑江なんていうのはその代表的なもので、しかも2つの市町にまたがっているというところもあって、そのための特別な立法とかそういうのが必要なのかどうか。謝花統括監に県のスタンスをお聞きしたいと思うんですが。

もう1つの池田委員からの話がありましたように、公共インフラの先行取得、今の仲本委員の御提言にもありますが、それについて県は例えば地権者と、そのための話し合いをもっているのかどうか。その点はいかがでしょうか。

○沖縄県(謝花統轄監) 最初の細切れ返還についての、これは。

○嘉数座長 今、仲本委員から御提案ありましたよね。特別な法律が必要ではないかという。

○沖縄県(謝花統轄監) 細切れ返還について、今回の法整備の中で要望というのは特に入れ込んではないんですが、我々が求めておりますのは、返還に際しては、徹底した原状回復をしていただきたいというようなことを要望しているということです。それから、基地の立入調査ですね。そういったものをやっていただきたいということで議論しております。

今、我々がやったものは、主に中南部の嘉手納より南の大規模返還というのが想定されるということに視点を置いておまして、細切れ返還についてはやってませんが、これについては、現在でも個別具体的にこういうふうにされては跡利用ができないので、しっかりまとまった形でやってくださいという形で、市町村あたりから国のほうにも要求しているものだというふうに認識しております。

それから、公共インフラの先行取得についての地権者との意見交換というのは、軍用地主連合会の方々と制度を要望するにあたって、当然に意見交換はさせていただいております。先行取得の仕組みということについては、やはりその連合会のほうからも必要だろうというふうに考えております。御質問についての御回答です。

○嘉数座長　ほかにどなたかございませんか。

どうぞ。

○池田委員　荒田さんがいてせつかくの機会なので、もう1つだけ基本的な質問をさせていただきますいたいたいんですが、やはり3ページ、4ページのところを見て、広域ビジョンから土地整備の流れはとても重要なので、もう1つ問題は、誰がこの計画をつくっていくかです。この事業推進、この主体なんです。

4ページにもいろいろたくさん書いてあって、公的な主体とか民間との協働だとか、民間と地権者の協働等々いろいろ書いてあって、さらに6ページの一番下に「司令塔」と「常設機関」という刺激的な言葉まで入っているのですが、基本的には県・市町村・地権者は当然だと思うのですが、全体の仕組みを考えるということは、この中で「国」という言葉が出てこないんですね。出てこないとはいえ考えていらっしゃるかもしれませんが、これは、内閣府の専門委員会であるものですから、こういった推進する仕組み、あるいは計画をつくる仕組みの中に、国の関与というのはどの程度必要なのかは、私は大変重要だと思っています。先ほどの公共用地先行取得も含めて、これは国家プロジェクトの1つとして位置づけて当然やるべきだと思っているのですが、荒田さんの中身のお考えをお聞かせ願います。

○荒田氏　「広域ビジョンの構築・実現に向けた組織づくりが不可欠」というふうに申し上げておりますのは、中南部都市圏ではこれだけの跡地が、嘉手納以南と今想定されております大規模返還がありますと、全部とは言えないわけですね。嘉手納飛行場がありますから。全部とは言えないまでも、中南部都市圏の都市軸を形成しているような辺りは、一応、全体的に取り扱えるようになるということで、この広域ビジョンが初めて描けるようになるのではないかと。中南部都市圏と広域ビジョンのことですけれども。

それは、おそらく基地の所在によるひずみの解消というレベルの話ではないんじゃないかと。おそらく中南部都市圏の人口は、戦前のピークと現在を考えると2.5倍ぐらいにはなっているんじゃないかと思えますね。全く違った地域社会をつくっていくということに対して、少なくとも広域インフラというような意味合いでいえば、初めて一体的に考えられるチャンスが訪れたということだと思えるんですね。

したがって、どういうふうな地域像を描くのかということが、まだ具体的に見えていないんですね。それがまず先決ではないかというのが私どもの考えでありまして、要するに、戦前の2.5倍とか、3倍ぐらいになった人口のこの地域をどういうふうに将来仕立てて

いくのかということについて、どんなイメージが描けるのかと。それを、なおかつ県民なり都市圏の皆さん方に理解していただけるかと、共感していただけるかということが重要なので、それを取り仕切っていく組織はどういう形がいいのかというのは、これからいろいろ御議論があろうかと思うのですが、少なくとも、やはり相当の知恵を入れておかないといけないんじゃないかと。そういう意味ではシンクタンク的な役割。

それから、中南部都市圏でも20近い市町村から構成されていますから、その間の調整とかコントロールとか、それを1つの計画に向けてとりまとめていくという、そういうマネジメントの話と両面があると思うんですね。それで、私がイメージしておりますこの組織づくりというのは、必ずしも跡地の整備事業を直接手がけるという組織づくりをイメージしているわけではありません。事業自体が一番いいやり方でやればいい。それに対して、どうしても今までの流れから見て国が負担すべきことはすべきであると。ただ、それにつきましても、どういう方向に中南部都市圏が向かおうとしているのかということ、もう少し具体的に示していかないと、どういうふうな支援の仕方なり、支援のしがいがあるのかどうかですね。

ですから、中南部都市圏の計画を、今後、どなたがお立てになっていくのかということによるわけですが、今までの沖縄振興計画だと、国が計画を立てていたという責任者になっていたわけですが、今後、どうなるのかということも言えようかと思うんです。お答えになっているかどうかわかりませんが。

○嘉数座長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○上妻委員 上妻でございます。

荒田先生から大変貴重なお話を伺いました。また、先ほどの仲本委員のご意見とご提案に全面的に賛同したいと思います。その上で、少し。

荒田先生からも中南部都市圏の再編に関するお話がありました。私が申し上げたいのは、軍用地の返還と跡利用はこれからの沖縄振興の柱に据えるべき重要な課題であり、また、目の前の現実の問題であるということ。そして、結論を先に申し上げますと、跡利用については国が責任を持って積極的に関与しないとできないということ。以上の2つについて、若干自分の考えを述べたいと存じます。

改めて申しますと、この中南部都市圏には沖縄県民全体の8割、114万人がこの中南部都市圏に暮らしています。114万というのは、政令指定都市と同規模の都市圏です。

ここに基地が集中している。この歴然たる事実と、是正もしくは解決すべきさまざまな課題を念頭に、大規模な軍用地返還を契機として「あるべき県土の姿」を取り戻す。これが軍用地の跡利用に求められていることで、その公共性は極めて高いと考えます。

より具体的に言えば、基地の集中に伴う問題という意味では、基幹インフラを含め、公共・公益施設が計画的・適正に配置できなかったという現実もある。その他、基地周辺の生活環境などにもたらしてきた影響など、改善すべき課題が残されています。

それから、基地の存在によって県土の多くの開発適地が奪われてきたということ。沖縄戦で失われた特に緑地の復旧が十分進まなかったこと。また、交通、物流、その他主要な拠点のネットワークが阻害されたり、市街地の連なりが分断されたり、都市圏の構造にも支障を来しているということ。今日まで至っているこうした実状を踏まえたと、軍用地の跡利用は、今後の沖縄振興の最重要課題の一つとして取り組むべきものと考えます。

一方、跡利用事業の手法や条件整備についてはいろいろ問題はありましようけれども、特に地権者の負担軽減と地元自治体の負担軽減、これをしないと軍用地の跡利用は困難だと思います。地権者の負担軽減については、先ほども話が出た減歩の問題もございましょうし、また、地元自治体の負担軽減については財政負担の問題がある。

そうした問題も含めて沖縄振興計画を改めて読み直してみましたら、計画の75ページだったでしょうか、駐留軍用地跡地の利用促進、特にここでは普天間にフォーカスを絞っているところもございしますが、国・県・宜野湾市の連携について書かれていました。そして、事業実施主体、事業手法、機能導入等の問題について必要な検討を進めるということが明記されています。

そういう意味で申しますと、検討するのは結構なんですが、本当に具体化を前提に取組を急がないといけない。特に国のスタンス。これは単純に支援というよりも、国の責務として取り組むべきものではないでしょうか。もっぱら国の安全保障、国益に供されてきた土地を再生していくわけです。国自身が責務として積極的な関与あるいは必要な支援を行うこと。地元だけにそれを任せて、国は何か距離を置いて支援するということでは、事は前に進まないと思います。大規模な軍用地の跡利用を着実に、円滑に実施するための基本要件だと考えます。

沖縄県からは駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)の制度提案、制度要望もありました。既存の法制、既存の事業手法のみを前提としない新しい仕組みや措置が必要ではないかというのが私の受け止め方でございます。以上です。

○嘉数座長 先ほどの話にありましたように、この軍用地の跡地利用については、国が責任を持って実施するという類の文言が我々の中間報告に明記されていると思うんですが、国が責任を持つというのはどういうことかというのが1つあるわけですね。実施主体も国がやるのか、お金だけ国が出すのか、そのあたりがいまいち議論されていなかったと思うのですが、どなたか。

清水統括官、せっかくいらしていますので、ちょっと御見解をお聞きしたいところなんです、いかがでしょう。

○清水統括官 今日は荒田先生始め専門委員の先生方からいろいろお話を聞いて大変参考になっております。

次期の沖縄振興計画あるいは振興法制については、23年度で期限がまいりますので、まさにこの沖縄振興審議会、嘉数先生のこの専門委員会始め、議論をいただいております、今後の全体の検討の流れは、これは審議会でもスケジュール観を出していただいておりますけれども、今年の夏ぐらいまでに一定の取りまとめをしていただくということで御議論いただいているものと理解しております。

去年の秋には、県から跡地の法制についてもいろいろ御提案があり、その中ではこの跡地の利用について、いろいろと国の責務を積極的に明確にして関与していただきたいという基本の哲学に基づいた御要望が出ているものと考えております。

今日の、先ほど仲本委員、上妻委員が言っておられたように、現行の法制でも県や、あるいは関係の市町村とよく連携をして利用計画を立てていくという法制が沖縄振興特別措置法に入っております、これと返還特措法(軍転法)が連携した仕組みになっておりますけれども、今日、私、若干所感という形で申し上げますと、荒田先生のお話にもございますように、今後の沖縄振興のいろいろな全体像を考えていったときに、嘉手納以南というかなり大きな面積のものが実際に振興のために使えるということになれば、これは先生のお言葉でいえば貴重な空間資源ですから、これをいかにどうしていくかということがあるかと思えます。

その中で、まず跡地の返還があり、それに関連する例えば調査の問題など、いろいろな問題があり、それからその後の計画をつくって、この計画は県の跡地の利用計画をつくり、それに基づいて例えば区画整理をし、道路等のインフラを入れ、それからいろいろな公共的な利活用もあるでしょうし、あるいは地権者の方が主体的にやられる利活用、そういった具体の利用計画、その間での国の関与と、いろいろなステップがあり、こういったもの

全体を視野に入れながら、私どももこの審議会あるいは県とのいろいろな御議論を踏まえて、事務方として政策に取り組んでいく必要があると。

ただ、今日のお話を聞いて、特に荒田先生の話聞いて思ったのは、まず例えば先行取得といったお話もございますけれども、国なり地方公共団体の資金を使って先行取得ということになると、具体的にどういう形で利用するかという話が制度論としては必ず政策論として出てまいります。

そういう意味で、これだけ貴重な空間資源であり、それから沖縄の跡地については、やはり民間の地権者の方が大変多い。それは現状認識で御指摘されておられますけれども、そういった中でまさにどういうビジョンを書いていくのか。それから、県からの御要望では国のいろいろな意味での関わりに加えて、広域的な視点についても随分強調されておられたと思いますけれども、そういったところをどうするか。

私どもこれまでいろいろな場でやっておられた論点というか、先生方に御議論いただくための1つの基礎論点としては、資料6の2の37ページ。これは県や関係市町村、あるいは関係の省庁などとも議論していくときに必ず出てくるいろいろな論点ということで掲げさせていただいたものですが、こういったところをよく具体的に煮詰めながら、考えていく必要があると思っております、県の御要望ですとか、あるいは審議会での御意見、例えば跡地を利用していくにしても非常に時間がかかるという御指摘もありますから、迅速な跡地利用についてどういうふうにと考えたらいいかとか、あるいは実際に新都心での活用事例についてもいろいろ検討委員会とか、そういったところで御議論いただいておりますけれども、こういった作業に時間を要したとかいうような、いろいろな御発言もございまして、我々もそれを今勉強していかなければいけないと。

それから、跡地利用であるために、まさにここは広域ビジョンとか、そういったところで強調されておられたところですが、おそらく広域的でありますし、各市町村、いわば空間資源のユーザーとしての県であり、まずは地元市町村、その中には公共的な活用も必要でしょうし、それから地権者の方の期待といったものがあります。そういったものをいかに調和させながら、あるいは周辺地域の問題もあるでしょう。効果的な跡地利用。ここら辺がまさに一番広域ビジョンであり、具体のそれをさらに調整していった跡地利用計画だと理解しておりますけれども、そこら辺のところをいかにいろいろな方々の意見をくみ上げながら調整をし、広域的な視点も踏まえやっていく。それから、事業手法の問題とか、あるいはいろいろな御意見が出ていますので、そういったところをよく勉強してい

く必要があると思います。

それから、その関連の幾つかの法律の制度。地権者の方に関する寄附金制度とか、そういったものが絡んでいますので、今日いろいろ貴重な意見が出ておられますので、私どもこの専門委員会での御意見をよく勉強させていただきながら、さらに専門委員会での御審議をお進めいただき、我々事務方としてそれに対応していきたいと考えております。

○嘉数座長 ありがとうございます。

謝花統括監。今の36ページ。現行の沖振法でいろいろ国の関与が書かれていますよね。皆さんは、これを一体どうしたいんですか。皆さんはこれを改正したいと思っているわけでしょう。

○沖縄県(謝花統括監) はい。

○嘉数座長 これ、どうしたいと思っているの。

○沖縄県(謝花統括監) 今、沖縄県が国といろいろ御議論させていただきながら一番ネックになっておりますのは、やはりこの新たな事業実施主体の確立ですね。これは国の責務において事業実施主体を確立していただきたいと。

では、なぜ国がやるんだというようなときに、やはりそこには大規模である。それから、特に普天間の場合、地権者の100%近くが民有地であるということですね。そういった中で大規模なプロジェクトをぜひやりたいと。荒田先生の資料にもございますが、例えば普天間公園のお話がございます。

また、この普天間公園のことにつきましては、実は今十分なオーソライズができてないという実態がございます。これは県においても少し弱いところではございまして、この件についてちょっと御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○嘉数座長 はい。

○沖縄県(謝花統括監) 実は、先ほど上妻先生からもお話ありましたが、確かに沖縄振興計画の中には、普天間飛行場の跡地利用資料については、国・県・宜野湾市が連携して跡地利用の基本方針の策定に向けて取り組むという規定がございます。それを受けまして、実は県はその普天間飛行場跡地利用基本方針というものを、県とそれから関係市町村が意見交換をしまして、その基本方針の中に普天間公園という仮称の名称を入れたものを実施するというようなことを入れてございました。

それを、平成18年2月の跡地対策協議会という場において、そういった基本方針を説明することによって、そういった沖縄大規模プロジェクトが実施できるというような方向性

ができたと思うのですが、実は18年の5月に跡地対策協議会の根幹となる閣議決定が廃止されてしまったと。結局、跡地対策協議会そのものが開けずに、いわゆる普天間公園、それから基幹道路などについて基本方針に盛り込まれたものが宙に浮いた形になっております。

そういったことを踏まえて、我々としましては、一定程度県内ではオーソライズされていると認識しておりますので、その普天間公園につきましては、次回開かれます沖縄政策協議会の中でぜひ提案させていただいて、これを国において御承認いただければと思っております。

それを踏まえた上で新たな事業実施手法について、やはり減歩率の問題、現行制度ではなかなか難しいと認識しております。先行取得の課題などがありますので、それが実現可能な法制度をいかにするかということを、次のステージの中で議論していきたいと考えております。

○嘉数座長 大体わかってきました。

この基地跡地利用につきまして、どなたかほかにございませんか。

どうぞ。

○開委員 基地問題は分野外ですので、私が委員として関わらせていただいている那覇港湾審議会に関連することでお話させていただきたいと思います。那覇港湾には、物流拠点としての施設設備が完成し、クルーズ船のバースがつけられました。私が委員になってからの審議会では、計画の一部変更、軽微な見直しをしながら、これらの建設がされてきました。

そこで感じましたのは、基地の返還が遅れ、移設が進まなくても、プロジェクトはどんどん進んでいくということです。だから、結果として、つぎはぎにならざるを得ない状況で事業が進み、施設設備ができ上がっていきます。個々については、いろいろ考えて進めていらっしゃると思うのですが、空港と港湾は一体で機能分担をしながら開発をしていかなければいけないはずなのに、社会的な変化、経済的な変化、政治的な変化があっても、それぞれのプロジェクトは、進まざるを得ない状況にあって、全体がなかなか見えにくくなってしまっているのではないかというふうに思いました。

国際観光を推進するうえでも、当然、空港の整備が必要ですし、クルーズ船をいかに誘致していくかということも必要なはずで、ハード・ソフトともに戦略的な連携が必要だと思います。それから、MICEを推進する上では、那覇軍港とキンザー帯のウォーター

フロントをどう開発していくのか、それから、空港からコンベンションセンター、それから北谷に至るまでの、ホテルやコンベンション施設をどう連携させ、どう一体的に沖縄県のMICEや観光を推進していくのかというのが、問われていると思います。これまでの計画の実行において時間的なずれが生じているので、今進んでいるプロジェクトをこのままバラバラに進めないための、点検・見直しが必要だと思います。大きなビジョンを実現するまでに時間がかかっているものに対して、このエリア、この分野という視点で、見直し計画をつくり、それが新しい全体計画につながり、動かしていけるような形で進めていく必要があるのではないかと。

すごく曖昧な言い方になってしまいましたが、現場にいればいるほど、いろいろな場面を見れば見るほど、大きなビジョンと現場でコトが進んでいく中でのずれや、つながりのなさを感じてしまうので、その間をどうつないでいくのか。あるいは、まだできていないものに対して現状からどのような形でつなげながら、すすめていくのか、どこかで取りまとめる傘をつくっていく必要があるのではないかと。そのような気がしました。まとまらなくてすみません。

○嘉数座長 ありがとうございます。

それでは、残り時間で社会資本整備の議論に、今ちょうど港湾の話もありましたので移りたいと思います。

今の開委員の御発言は非常に貴重だと思っています。この振興計画というのは御承知のように誘導計画でもないんですね。ある意味ではブループリントみたいなもので、そのとおりやれるということはないのです。今の経済社会を見てみますと、7～8割は民間企業が動いてやっています。ただ、財政的に有効に働くのはこのインフラ整備ですよ。復帰後そうでありましたように、インフラ整備は国・県、公共資本でやらないとなかなか進まないというところがあります。ですから、ここで実効的な計画をつくらなければインフラが非常に有効だという話になると思うので、このあたりも踏まえて御議論いただきたいと思っています。

仲本さん、先ほどの続きをお願いします。

○仲本委員 それでは、先ほど御説明させていただいた資料の2ページ目をお開きください。2の社会資本整備ということで書かせていただきました。

私も沖縄らしい景観、街並み、これは非常に重要だと思っています。その辺につきまは池田先生が御専門でございますので、後ほどぜひ沖縄らしい景観、街並みのことに

については触れていただければと思います。

私は、沖縄県で示されている「21世紀ビジョン」、それから発展のバネとなる戦略的な社会資本整備ということで、私なりに考え得るものの事例として、6つ、7つほど書かせていただきました。

まず、1つ目につきましては、自然再生型環境創造型の社会資本整備ということでございまして、前にも発言させていただいたことがございますけれども、やはり観光の国際競争力の観点ということからも、復帰後40年間で失った環境を取り戻す視点で、特に干潟・サンゴ・砂浜、藻場、そういった島の原風景も含めて取り戻すという取組が是非重要であるというふうに考えております。

それから2つ目でございますが、単純にLRT等鉄軌道と申しますけれども、私は世界的な資源、エネルギーの需給のひっ迫であるとか、温暖化の環境問題とかそういった広い視野からも是非とも必要でございますし、また、沖縄はまだ人口が増えております。ただ、高齢化率は全国から見ればまだ低いんですけれども、今後高齢化していきます。今後、増大する社会弱者の観点、それから観光振興の観点からも南北を縦断するLRT、それからモノレールの延伸というのが是非とも必要です。

これは、なぜこの事業制度をもう1回考えてくださいと言っているかということ、全国的には旧国鉄がございまして、明治以降、国鉄が様々な地域の津々浦々までインフラ整備を行ってきたということがございますけれども、沖縄におかれましては、旧国鉄の整備はされておられません。それから確か県営鉄道という形で軽便鉄道についても引いたという話を聞いております。全国で唯一そういった国による鉄道の投資がされていないという状況がございますので、当然、何も基盤がございませんので多くの費用がかかります。これを全国一律の制度ではなくて、やはり県民の負担の最小化と採算性を確保できる制度ということでの事業制度を、是非とも国、それから県には考えていただきたいと思っております。

それから、③でございますが、先ほど開委員のほうからもございましたけれども、やはり万国津梁という観点からいくと、空と海の話。それから、骨格的な道路網の話が是非重要でございます。そういったものを今やっておる事業もございますので、さらにバネになるような事業の進展というのを期待します。

それから、その際にも是非とも①の環境配慮、ミチゲーションの視点というのを重要視していただければという要望でございます。

それから④でございますが、前回の12月の教育の話のときに私が申しあげました関連で

ございます。教育の環境、教育全国一学力というものが芳しくないという状況がございます。何ができるのかという話はいろいろございますけれども、まずは小学校に併設されている幼稚園、これがほとんどが1年保育ということで学校に上がりますので、これを3年保育にいく体制が必要ではないかと個人的には思っております。

現在、市町村で進められております小学校の改築等ございますけれども、これにほとんどが幼稚園が併設されておりまして、小学校の校舎、それから幼稚園の整備ということで事業はされております。ただ、国の補助といたしましては、小学校校舎の部分しかされておられません。幼稚園の部分については市町村の単独費ということでやっております。

今回そういった教育の向上ということで、幼稚園施設の整備に現在の義務教育の小中学校並みの国庫負担補助制度の導入というのが、私としては是非必要ではないかというふうに考えております。

それから、3ページ目に移ります。⑤、⑥につきまして、私は農水省出身でおりますので、その観点で書かせていただいております。

T P Pの対応というのが今非常に議論をされている状況がございますけれども、やはり全国的にもそうでございますが、沖縄においてもこの競争力というのを早期に強化を図る観点から、やはり基盤整備、昨年は前年の半以下になっております。そういったものに集中的に投資をすべきだというふうに思っております。

また、⑥で書かせていただいておりますのは、これは国策としてE E Zの確保というのと、離島振興の観点から離島・国境離島、そういった周辺で経済活動が行われるような場づくりというのをぜひやっていただきたい。そういうものについては、国策として国が直轄でやるのか、県が大規模なやつをやるのか、それはよろしいんですけども、そういった経済活動が行われるような場を是非やっていただきたいと思っております。

それから⑦でございます。これについては電線の地中化について書かせていただいております。沖縄電力の会長さんは今日まだお見えでございませぬけれども、やはり電力料金というのは全国一高いという状況がございます。東京が平均的な世帯が月に6,200円、沖縄は7,200円で1,000円高いという状況がございます。そういった電力料金が高いというのは、離島と均一料金にしているという状況もございますので高いということでございます。さらに、これを台風常習地域、観光インフラとして地中化を進めるということではまた電力料金が余計高くなってしまふという状況がございますので、この電力会社の負担、すなわち県民の負担を最小化する事業制度の見直しを是非検討していただきたい。それによって、

このライフラインの確保という部分もできるのではないかと考えております。

最後でございます。⑨に書いておりますけれども、ただ今沖縄県からの要望といたしましては沖縄振興一括交付金の導入ということで、その補助率等の話が今日の資料のほうにも一切載っておりませんが、私ども県内の市町村、自治体は財政基盤自体が脆弱でございますので、上記の課題、沖縄の課題推進のためには社会資本整備というのは引き続き必要でございます。その際に国の負担、または補助の割合の特例というのが現行の法律に書いておりますけれども、その水準自体を下回らない範囲で是非とも考えていただきたいということを書かせていただいております。

また、交付金の導入にあっても、実質的に現行の特例等を下回らない水準で確保できるような制度というのを是非検討していただきたいと考えております。

最後に蛇足でございますが、私も沖縄振興開発金融公庫の存続につきましては、民間の立場からこれは非常に必要だというふうに痛感しております。沖縄は金利面、民間金融サービスにつきましては内地とは大きな差がございます。そういう中で沖縄振興における政策金融の果たす役割というのは依然として重要でございますので、なにとぞ沖縄振興金融公庫についても存続するようお願いをさせていただいて。ちょっと長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○嘉数座長 ありがとうございました。

池田委員のお名前が出ましたので、どうぞ。

○池田委員 ありがとうございます。2点ほど申し上げます。

先ほど仲本委員からも出ました景観についてと。これは前にも景観の話は私は機会をいただいてまとめて話しましたので、重複しますからそれはもう省略させていただいて、ここでは一言だけつけ加えたいのは、「風景インフラ」という言葉ですね。

風景、景観、そういったものは今の公共事業というのは、そういうことが非常に重要視されております。人にやさしい、自然にやさしいこと含めて、これが当たり前になってきていますので、改めて公共事業を見直していくと、風景インフラという考え方で今後しっかり整備することが大事ではないかというのが1点です。

こういったものを実現するためにも、風景インフラというだけではないんですが、集落の保全であったり、観光資源となるようないろいろな自然、歴史、そういったもの。特に世界遺産も抱えている沖縄ですから、そういったものを特別な地区としてまとめて景観形成をやっていくという、そういう手当てがいる。これは県で風景づくり特区制度のような

ことを既に提案していますので、それをにらみながらしっかりこれは沖縄の個性をつくっていくことでもあります。守ることでもありますので、そういう制度の仕組みを今後強力に進めていく必要があるのではないかとということです。

関連して、緑の関係も先ほど荒田さんの中にもありましたけれども、「全島緑化」という言葉もあって、これは跡利用も関連しますけれども、中南部都市圏のみならず全島の中で緑、これは水も関係するんですが、緑と水の再生をどうするかということは大変重要なわけで、そういったネットワークの中で跡利用をどう位置づけるかとかいうこともあります。この大規模公園も当然なります。そういうことをやっていくことが、やはりそれと絡めて周辺の土地利用の付加価値を高めていくんだということです。この緑というのは、水も緑もそうですが、ある一部の場所ではなくて、全島の枠組みの中でさらにしっかり考えていく必要があるのではないかと。これは風景インフラとも関連します。

もう1点だけつけ加えたいのは、仲本委員の中にもありました公共交通ですね。新たな公共交通、特に鉄軌道です。これも既に県も声を挙げているし、県も内閣府もそういう検討も一部進めていると聞いておりますので、新たな公共交通として鉄軌道をしっかり北部まで通してやってやく。この中心となる枠組みの考え方ですね。ここが大変重要で、それにモノレールなり、LRTがどう乗るかというのは、私はこれは1つの支線だと思ってますので、幹線と支線の考え方でネットワークをしっかりと。では、本筋は何なのかという鉄軌道をしっかりとつくっていくことが重要だと思っています。

まとめますけど、この骨組みをつくるのが跡利用であったり、それから県経済全体の産業の仕組みと密接にかかわりがありますので、この本筋もぜひしっかりやっていただきたいと思っています。

○嘉数座長 インフラにもいろいろあって、風景インフラの話が出て、世界遺産の話も出ましたが、平田委員は今度、文化観光スポーツ部長ですか、何かおっしゃってください。

○平田委員 知事と2月1日に正式に要請の話があったときに、僕自身が部長の要請を受けて自分なりに考えて、それで知事に逆提案をさせてもらったわけですが、1つは「常識を超えるというのが大きなテーマだということですね」と申し上げました。

部長の仕事、それから公務員の仕事、県庁の仕事はこうでなければいけないということ、知事はどうやら新しい風を入れてほしいというようなことで、おそらくきつこういうふうな要請を僕にしてくれたんでしょうかと。

今日この跡地利用の意見を聞きながら思ったのが、やはり今すごく大事なものは常識を超

えた新しいスタイル、新しい様式の国づくりというか、県づくりというのを今本当に求められているんだなど。すごく難しい話がいっぱいありますが、実は結論はシンプルではないかなという気がしました。

それは、知事の今回の動きを見ながら思ったのが、知事の最大の仕事というのはキャスティングなんですよ。いわゆる人事にあるわけです。誰をそこに連れていくかということで、今までとは違う何か新しいインパクトを与えていく。また、新しいものをつくっていくんだということが、僕の中ですごく感じられました。今までとは全く違った感性でなければ、この新しい沖縄というのはできないんだと。今までの延長線では無理なんだというのが今の議論を聞いてもよくわかりましたので、ますます知事が僕に要請をしてくれた大きな使命を強く感じました。

制度に関して専門的ではありませんのでよくわかりませんが、それから国の支援はもちろんのことだと思いますが、もっと大事なことは沖縄県の県民の1人として沖縄県らしい本当の意味での国づくり、それから人づくりというのができないのかなと。

それは、今いろいろ言ってますけれども、所詮そこにいる人間が言っている話であって、もっと土地の声をちゃんと聞くということをしなればいけないんじゃないかと。その地域にもともとあります、沖縄ではフンシー(風水)という考え方があって、その土地その土地には、ちゃんとそういうストーリーが本当はあるはずだと思うんですね。

かつて山内徳信さんという方が、読谷村をそういうふうにしてまちづくりをしたと。そういうエピソードもありますけれども、あながちこれは今こそ本当必要ではないかなというふうに思っています。

ですから、結論からいうと、僕は「肩車の法則」と呼んでいるわけですが、いわゆる行政が大きな大人として下にいるならば、民間のアーティスト、もしくは民間のそういう専門的な人を肩車をすると、本来、大人が見えない目線に子どもの目線が来るわけですから、そうすると、大人たちに見えないものが子どもたちには見えていると。その肩車をされている側の見えているものを協働でやっていくことということが非常に重要ではないかと。そのときには対等な関係であり、また、お互いの信頼関係がなければこの肩車は成り立たないわけですが、そういった意味でいうならば、まさに今シンプルな答えで言うならば、そこのチームをつくる人づくりの、まさに司令塔にそういう新しい感性を持った人を入れて、そして実際の行政的な人たちとの協働の作業で、常設機関の仕事を成し遂げていくということをやれば、おそらく沖縄の人柄を考えれば、その人と話をすることで納得して広

域的なインフラの整備に関しても、もっと積極的になってくれるんじゃないかなど。これはもう人で決まるのではないかということをおもいましたので、ぜひそういうふうなことを国に任せるだけではなくて、沖縄の中からそういう人を選ぶというのは重要なのではないかと思いました。

○嘉数座長 ありがとうございます。風景インフラというのがあれば、感性インフラというのがあってもいいね。

先ほど仲本さんのお話で情報インフラとか、観光インフラとか、T P P、農業インフラの話もされましたが、情報インフラについて中島さん、お願いします。

○中島委員 今日は非常に具体的な議論になってますが、私は地元に対する事情がよくわからないので、ちょっと門外漢で議論になかなか入れないでおります。

今日の議論の中で私なりの関心からすると、多分午後に話が出てくるんだろうと思うのですが、東アジアの中心に位置する優位性という、そういうアングルからのビジョンづくりというのがどのようになされているのかというのが非常に気になっていたところであります。

情報インフラで言いますと、まさしくこの地域、今後情報通信のインフラがアジア全体に、今、実はあまりアジア全体は情報インフラが整っていないみたいですがけれども、これを整えていくときに、日本の産業にとってもアジアの情報インフラを求めていくときに、沖縄というのは非常に大きな結節点になるというふうに思っております、そういうアングルの中で産業誘致をしていく。そういうアングルから、この跡地利用というのはどういうふうになるのかなというのをずっと考えていたんですけども、議論がちょっと具体的になっていたの、私なりの考えは今のところまだアイデアが出てこないのですが。

おそらくこのビジョンづくりという中で、今日議論されている中では特に地域の皆さん方の生活の問題とか、それからこの地域の中でどういうビジネスをするか。特に観光のビジネスをするかというところが問題になってきていますけれども、まだ議論が今日のところは足下のところに集中しているような感じがいたしました。

おそらくそれを突破していくのは、先ほど平田さんがおっしゃったように常識を超えたというのはまた地域を超えた、グローバルというところまではいかないまでも東アジア全体を見通した中での沖縄の位置づけというところからビジョンを構築すると。そして、そのビジョンが、先ほど荒田先生のお話で、共有するというときに、地域住民の皆さんの共有というのが一体どういうふうに必要なのかというのが具体論になってきたときになかな

か難しいなど。特に我々のような情報産業という問題からすると、地域の住民の皆さんからかけ離れた印象があるので、これを押し進めるときの必要性というのはどういうふうに皆さん方に理解してもらえるのかというところが悩ましいなと思いながら聞いていたようなわけです。ちょっと雑ばくな感想でございますけれども、そういうところです。

○嘉数座長 ありがとうございます。

観光インフラについて。

○玉沖委員 その社会資本整備の全体のところで、観光もお話を含めてさせていただきたいのですが、一見、社会資本整備というと制度やハードのことに思いがちなんですけれども、ハードをつくる前には必ずソフトという考え方があって、それに基づいて制度が構築され、ハードの構築に進むと考えております。

そこで、観光以外には、一番冒頭に県のほうからあった制度提言のところと併せて触れさせていただきたいのですが、まず観光について、国際観光推進制度というのを新規で御提案がございますが、もうこれについては本当はかなり具体的なことを申し上げますが、是非にと思えます。

今、国内観光については、日本の人口そのものが直近で増える見込みがありませんので、もう減り続けております。観光地で観光誘客数が横ばいや微減というともう優秀な観光地。

では、インバウンドという点を考えた場合、今東アジアを発地として考えられる政策が多いのですが、沖縄県についてもそうですけれども、経済産業省のほうの政策で「クール・ジャパン」という政策が夏頃からスタートしました。私もそこに携わらせていただいておりますが、クール・ジャパンの「クール」という意味は「かっこいい」、かっこいい日本をどうやって海外に売っていくかという政策なんですけれども、そこでどこの国に対して何を売っていくかということをやっと分析をし議論をしている中で、観光については頭数というところで東アジアが非常に有益だという政策を語られる自治体が多いんですけれども、では、東アジアの数を増やすために質を高めてというと、どうしても欧米が外せないんですね。数だけではなくて、別の二次的効果を考えた場合、欧米が外せない。欧米の数を増やすにはというところで、私も今ニューヨークでいろいろ仕事をしているんですが、日本に行くには高すぎるという回答が返ってくる。けれども、ずっと右肩上がりであり込みは増えております。そうなった場合に、ここに掲げられている着陸料や施設利用料については、是非前向きな制度の検討がなされるべきだと思います。

そして、あと観光と似て非なるというところで物流のところですが、仲本委員からの御

提案の話でもありましたように、農林水産物の輸送コストですね。これも何十年もずっと議論がされていますが、未だ「イエス」とも「ノー」とも、「ノー」と言われ続けているんですかね、進展の気配がなくて。

私も農業のいろいろ仕事をしているのですが、今、築地の青果市場に訳あって研修に入っているんですが、もうそこで沖縄の野菜のコスト、ああ、これはきっと本当に輸送コストのところで負けているなど。いくら高い技術、良いものをつくっても、やはり輸送コストというコストの壁が超えられない。これは本当に社会資本整備ではないかなと。これは経済の振興という向こうにある社会資本整備で必要不可欠だということを、本当に現場で体感というか、感じております。

そして、あと雇用や人材育成についてもいろいろ沖縄で関わらせていただいておりますが、この点は本当に平田委員がおっしゃられた今までにない新たな、視界を超えた新たな政策というところで、助成というところで、特に企業への助成の場合、給与の助成ではなくて、これちょっと別の場面でも申し上げてまいりましたが、例えば各種保険料を助成するという方法で雇用の受け皿の数を増やしていくですとか、これもちょっと沖縄流の沖縄方式の違う助成の仕方を、是非制度として導入していただきたいなと思います。

私は、かつて沖縄にも企業の転勤でも住んで、沖縄県にも出向させていただいて、今は東京都民なんですけれども、是非こういった新制度については沖縄県以外の日本の自治体に、こうやったらこうなったということも示していただけるのではないかという期待も込めて、この新制度については本当にこの節目で大胆な、新たな取組を是非抱負に導入していただきたいですし、委員の1人としてはその導入と一緒に試みさせていただきたいと感じております。以上です。

○嘉数座長 ありがとうございました。

輸送コストについては、午後御議論いただきたいと思います。沖縄型の助成の仕方というのはなかなかおもしろいのですが、これちょっと知恵を絞っていただきたいと思います。

野崎委員にお尋ねしたいのですが、あなたは人口推計の御専門家ですので、先ほどのいわゆる嘉手納以南の軍用地跡地利用。そこの都市機能を中心に考えると、大体10万人の人口が増えるという前提だったと思うんですよね。ところが御承知のように、沖縄の人口増加というのはどんどん減ってきて、かつて年間1万人程度で増加していたのが、今4,000人ぐらいで増えていると思う。あと10年にすると停滞して、その後減ってくる可能性がある。あなたの推計によるとね。

ですから、インフラ整備とか跡地利用を考える場合に、交流人口も含めてネットで人口がいくら増えるかというのは非常に重要でして、そこをどう御覧になっていますか。

○野崎委員 今、座長がおっしゃったようなネットで幾ら増えるか。例えば県とか国の指標でよく出てきますのが、全国水準というのがよく出てきます。全国平均があるからいいとか、あるいは超えているからこれをやめようだとか、そういうような考え方は置いてほしいというふうに考えます。

この資料をざっと見せてもらいますと、公園の都市公園の面積が7割ぐらいですか。全国水準の65%から7割ぐらいというふうに出ておりましたけど、この定住人口以外に県民だけではなくて県外から来る方が観光でたくさんお見えになっておりますので、これは今後も沖縄の状況によっては増える可能性は非常に高いということになります。そういったときに全国スタンダードで考えていきますと、これはなかなか準備ができないというようなことで、この程度の水準であってもいいというものと、それから全国の皆さんに来てもらうような、そういったものは分かれていくのではないかなと思っております。

ちょっと外れますけど、そういったことから考えますと、池田先生、皆さん御指摘なさっていますけど、沖縄らしい風景づくりが必要である。いろいろな土地が開放されてきていますから、それはチャンスであるわけです。そういった場合に、例えばこの仲本先生の⑦のほうでインフラ、ライフラインの確保ということが書いてありますが、本当にチャンスだと思うんですね。沖縄の狭い地域、それをうまく具合に最適配置することができる可能性のあるところですから、多分那覇のこういうような狭苦しい空間というようなものを、もう一度考え直す必要があるだろうというふうに思っております。その中でもライフラインの整備というのがあるわけなんですけど、きちっと同時にそういうふうなものを確保していくというものが重要だろうと思っております。

最初の話に戻りますけど、沖縄本島のほうはかなり増えていく。だけど、離島のほうはかなり減っていく可能性が高い。宮古島とか、そういうふうなところでどれだけのインフラを整備していくのかというのが非常に大きな問題。多分、午後に議論が出てくるかもしれませんが、その離島に住んでいる人たちの位置づけを明確にしていくというのが重要ではないかと思っております。防人的な役割とかいろいろあるかと思いますが、そういうような観点から人口を見ていく。いずれにしろ、20年、30年先も増えるわけは全くありませんから、せいぜい5年間か10年間ぐらいというふうなところですので、しっかり気をつけて見ていかなければいけないというふうに思っています。

○**嘉数座長** ありがとうございました。

チャイムが鳴っていますので、ここで午前中終わりますが、宮平委員と長嶺委員、午後の発言よろしくお願ひいたします。

それでは、1時間ぐらい休憩します。午後、よろしくお願ひいたします。

○**小池参事官** それでは、昼食の時間とさせていただきますが、場所が狭くなっておりますけれども、こちらで昼食とさせていただきますと思います。